



令和2年度の協会けんぽ被扶養者資格確認の見直し事項について

- ◆ 今年度も、協会けんぽの被扶養者資格再確認が実施されます。対象の事業主様には10月中旬に「被扶養者状況リスト」が協会けんぽから届きます。別紙「協会けんぽ 被扶養者資格再確認 について」をご覧ください。なお、被保険者と別居している被扶養者につきましては、仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類の提出が必要になりますのでご注意ください。

標準報酬決定通知書をお送りします

- ◆ 本年7月に行われた社会保険算定基礎届に基づく「標準報酬決定通知書」を同封しました。保険料は、10月に支給される給与から改定し控除して下さい。

厚生年金保険、健康保険とも保険料率には変更がありませんので、算定基礎届によって標準報酬月額に変更があった方、9月月額変更の方、介護保険該当・非該当の方等以外は従前どおりの保険料となります（保険料通知は、保険料に変更のない方も含めた全員分をお届けしています）。なお、厚生年金の標準報酬月額上限等級見直しが行われ、改定後の新等級に該当する方につきましては標準報酬月額 650,000 円、被保険者負担分厚生年金保険料 59,475 円となっています。

当事務所で給与計算業務を受託しております事業所様には同封しておりません。後日給料明細と一緒にお届けいたします。

職員住所一覧表を同封しました

- ◆ 職員住所一覧表は、生年月日順、採用年月日順の2通りとなっています。職員の年齢管理、勤続年数の把握、退職金管理などにご活用下さい。なお住所の異動がありましたら、その都度、当事務所にご連絡をお願いいたします。

最低賃金の改定について

- ◆ 令和2年度岩手県の地域別最低賃金が3円引き上げられ793円になります。令和2年10月3日の発効です。なお、日給および月給の場合の最低賃金との比較は下記の計算式によりますので、ご確認をお願いいたします。

年 度	令和元年度	令和2年度	令和2年度 全国平均
岩手県最低賃金時間額	790	793	902
引 上 げ 額	28	3	1

【最低賃金との比較方法】

① 日給の場合 日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額 793 円

② 月給の場合 月給 ÷ 1か月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額 793 円

〈月給の場合の計算例〉

月給 138,000 円 1か月平均所定労働時間が173時間の場合

$138,000 \div 173 = 797 \geq 793$ よって 最低賃金額以上